

# 海外の最低賃金制度と最近の動向

労働政策研究・研修機構（JILPT）国際研究部

経済のグローバル化や市場経済の競争激化に伴い、社会的セーフティネットの一つである最低賃金制度の重要性が増している。わが国では、2007年12月、低賃金労働者の労働条件の下支えとして十全に機能するよう、最低賃金法が改正されたところである。

こうした中、海外においても近年、最低賃金制度をめぐる議論が過熱化している。その議論は、低賃金労働者の賃金水準の適正化という観点にとどまらず、他の社会保障制度との関連から、また欧州においては拡大を続けるEUとの関係などから、制度を見直そうとする動きが出ている。

そこで本稿では、欧米からアメリカ、フランス、ドイツ、イギリスの最低賃金をめぐる最近の動きを、またBRICsからは近年成長著しい中国の最低賃金事情を、それぞれレポートする。

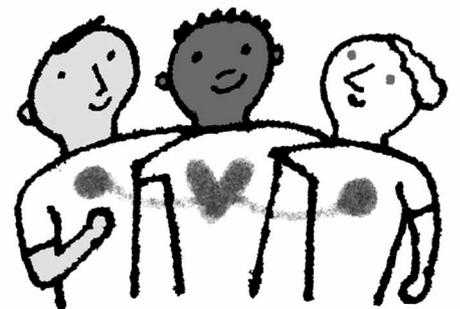
## ＜アメリカ＞

### 連邦最賃、07年に10年ぶり改定

全国一律の連邦最低賃金と州別に設定される最低賃金の2種類がある。連邦最低賃金は現在、時間あたり6・5ドルとされ、2008年7月24日に5・85ドルから引き上げられた。2007年7月24日に5・15ドルから5・85ドルへ引き上げられ、200

9年7月24日には現行の6・55ドルから7・25ドル（1ドル＝92・4円（09年2月17日現在））になる予定である。この一連の引き上げは、2007年5月25日に最低賃金の引き上げを含む法案の成立によるものである。このように、アメリカの連邦最低賃金の引き上げは、わが国のような毎年の審議会審議の結果引き上げが決定される方式とは異なり、議会に引き上げ法案が提出され可決され

たのち最終的に大統領が署名することによって成立するという制度となっている。このため、その時々々の政治的な駆け引きが関わってくることから引き上げ実施が困難になる場合が少なくない。実際、今回の引き上げ法案は当初、民主党から最賃引き上げを主旨とする単体の法案が提出されていたが、共和党との調整を伴い、中小企業向け減税策等を盛り込むかたちとなって、最終的には「2



007年米軍整備、退役軍人支援、カトリック復興支援、イラク責任予算法」の条項という形で成立するに至っている。今回の改正による2007年7月24日の5・85ドルへの引き上げは、1997年9月1日から約10年続いていた5・15ドルからの引き上げとなったものである。

一方、州別最低賃金については、50州のうち34州が州法により連邦最賃以外の水準を定め積極的な最賃規定をもつ。そのうち現在26州が連邦最賃よりも高い水準を設定している。2004年まで10州前後であった連邦最賃を上回る州が、2005年に13州、2006年17州、2007年28州と増加していった。こうした動きが今回の連邦最賃の引き上げの議論を後押ししたともいわれている。連邦最賃は10年ぶりに引き上げが



決定されたものの、引き上げ水準が不十分だという見解も出ている。2007年7月の5・85ドルへの引き上げに際し、エドワード・ケネディ上院議員（民主党）は購買力での換算水準がピークにあった1968年当時のレベルに最賃を引き上げるためには9・5ドルにする必要があるとの見解を示し、2011年までに実現したいという意向を述べている。あるシンクタンクの推計では、1968年の水準は現在価値に換算すると約8・6ドルに相当するとされる。

こうした意見が出てくる背景は、連邦最賃が法改正という手続き上、経済を基礎とする改定というよりも、政治的な勢力争いに左右されてしまう傾向にあるためである。今般の大統領選でも低所得層向けの政策として、民主党候補を中心に最低賃金の見直しの必要性を指摘する主張があ

った。オバマ候補（当時）も2008年2月のラスベガスの党員集会では物価と連動したかたちで最低賃金を改定していく制度を提案している。実際には、深刻化するアメリカ経済に対する景気・雇用対策の文脈の中で、具体策を検討していくことになろう。

2月17日現在）適用されている。なお、フランスではSMICのほか、業界ごとの団体協約による最低賃金も設定されている。SMICの改定は、労働法の規定により、国の経済成長とのリンクと物価スライドが原則となっている。経済成長とのリンクは、SMICの引き上げ分が労働者の実質賃金の上昇を考慮して行われることを意味する。また物価上昇との関係では、消費者物価上昇率が一定率（2%）を超えた場合、定期改定とは別に自動的に引き上げが行われる。これらの「自動的メカニズム」に加えて、政府は「後押し分」という裁量を加えることが慣例とされているため、SMICは近年労働者の平均賃金の伸びを上回る勢いで上昇しており、現在フランスの最低賃金は主要先進国の中でも最も高いランクに属する国

## ＜フランス＞ 経済成長と物価にリンクし、高水準に

フランスの法定最低賃金は、SMIC（スミック）という略称で呼ばれる、全国一律の最低賃金である。正式名称はSalaires minimum interprofessionnel de croissance（全職種成長最低賃金）とされ、時間あたりの額として設定されている。2008年7月1日からは時間額8・71ユーロ（1ユーロ＝116・9円（09年

となった。こうした高水準にあるSMICについては、2007年の大統領選において重要な争点の一つとなり、サルコジ現大統領の対抗馬となった社会党のロワイヤル候補はSMICを月額1500ユーロ相当に引き上げることを公約として掲げた。大統領選ではSMICの大幅な引き上げには慎重な立場であったサルコジ現大統領が勝利したが、SMICの上昇が現在のピッチで進めば1500ユーロに到達するのはそう遠くない将来とみられる。そのとき現大統領は「ライバル」の掲げた公約をも実現するという皮肉な「栄誉」に輝くことになる。このため、同大統領はSMICの水準設定などの問題点などに関心を寄せ、改革の必要性について検討を開始した。2007年12月に政府の諮問を受けた雇用指針評議会

(COE)は2008年2月にSMIC改革の方向性について答申を行っている。その内容はSMICの全国一律性と物価スライドを維持しつつも、設定・改定基準については、生産性の伸び、付加価値の分配、企業の競争力、近隣諸国の最低賃金の伸びなどを踏まえ決定されるべきとし、また改定日程を現行の7月から業界ごとの団体協約による最低賃金が改定される1月に合わせ繰り上げるべきとしている。現在のところ、この答申内容がSMIC改革の当面の行方を示すものとみられている。

## 〈ドイツ〉

### 新たな2法案をめぐる連立2政党が対立

ドイツは、EU加盟国の中でも法定最低賃金制度を導入していない少数派の国である。同国は労働協約による労使自治を最重視しており、連邦労働社会相が「一般的拘束力宣言」を発して、協約当事者以外にも当該協約を拡張適用することにより、協約の最低賃金が各部門の賃金の下限を決めてきた。一般的束力宣言は、当該労働協約が当該部門の労働者の50%以上をカバーしていること、労使代表各3名で構成する協約委員会

の同意などが要件として課されているが、このうち協約委員会の同意はかなりハードルが高い。

しかし、労組組織率の低下に伴って労働協約による伝統的な賃金規制の形骸化が目立つようになり、協約自治では対処しきれない低賃金労働者の増加や格差問題への政策対応として、新たな最賃制度の導入問題が現連立政権の主要課題の一つに浮上した。2005年の政権成立以降、全国一律の法定最賃制の導入を求める社会民主党(SPD)と、雇用への影響からこれに反対するキリスト教民主・社会同盟(CDU・CSU)の間で激しい綱引きが展開された末、両陣営は部門ごとの規制という妥協策で歩み寄り、2008年7月に二つの最賃設定手法を定めた法案(労働者送り出し法および改正最低賃金条件法)を閣議決定した。

このうち労働者送り出し法は、もともとは外国企業がドイツに派遣する労働者への賃金ダンピングを防止するため、建設業をターゲットとして1996年に制定されたもので、同法を活用すると、協約委員会の同意が得られなくとも当該協約を強制適用することが可能である。同法は現時点で、①建設業、建設関連電気・塗装・解体業②建設清掃業③郵便サービス——に適用されている。

今回の改正案では、労働者の50%以上に適用される労働協約を持つ他の業種を同法の適用対象に組み入れ、最賃を導入する手法を定めており、適用を求めて申請を行った労使団体は8業種(派遣労働、介護、保安警備、ゴミ処理、生涯教育訓練、林業サービス、業務用繊維製品クリーニング、鉱山特殊業務)に及んでいる。実際の業種選定については連立作業部会が検討することとされているが、とりわけ派遣労働への適用をめぐる既に調整が難航している。

また、改正最低賃金条件法は、これまで適用実績がなかった最低賃金条件法を活性化し、労働協約のカバー率が50%業種に最低賃金を設定する手法を定めている。同法は、労働協約法を補完する法律として、協約の存在しない部門の労働条件規制を目的として1952年に制定されたが、立法直後の申請が挫折して以来一度も利用されたことがなかったのだ。

だが、閣議決定後も、両法案の業種選定や解釈をめぐる与党内の攻防が収まる気配はなく、これに州政府が実施監督管轄権に関して異議を唱えていることも加わり、国会通過や具体的な最賃設定は大幅に遅れている。

## 〈イギリス〉

### 99年に新制度、所得再分配に効果の声

イギリスでは、旧制度による特定産業・職種の最低賃金が1993年に廃止された後に政府による賃金規制のない期間があったが、労働党政権下の1998年に全国最低賃金法が制定され、1999年に全国・全産業一律の最低賃金——全国最低賃金(National minimum wage)が初めて導入された。全国最低賃金は、22歳以上の労働者に適用される基本額のほか、若年労働者向けとして18~21歳向けと16~17歳向けの2つの最低賃金が設定されている。現在22歳以上の基本額が5.73ポンド(1ポンド=131.2円(09年2月17日現在))、18~21歳が4.77ポンド、16~17歳が3.53ポンドである。99年の制度導入時の基本額が3.60ポンド、18~21歳3.00ポンドであったことから、この10年間で6割近く引き上がったことになる。なお、16~17歳の最低賃金は2004年に設定されたが、当時の3.00ポンドから2割弱の上昇となっている。

最低賃金制度導入に際しては、保守党(野党)や経営側から雇用に対するマイナスの影響や、最低賃金が低

く設定されている若年層に労働需要がシフトすることにより、基本額が適用される22歳以上層の労働者が職を失うといった懸念が出されたが、この間長期的な景気の好調に支えられて雇用の拡大が続いていたこともあり、それらの懸念は現実化していない。むしろ、制度の導入は低賃金層の賃金水準の改善を通じて、所得の再分配効果をもたらしたとの見方が一般的である。また、賃金水準に関してその恩恵を最も被ったのは、低賃金層の半数近くを占める女性パートタイム労働者であるといわれ、この層の賃金水準の改善を通じて、男女間の賃金格差が縮小したとみられている。毎年の改定勧告を行う低賃金委員会は、調査研究を通じて最も懸念される雇用面をはじめ各般への影響等について現状把握を行うなどの調整機能を十分に果たしているとみられ、これまでのところ最低賃金制度を大きく見直すような動きは出ていない。このため、その歴史はまだ10年あまりと短い。労働党はこの最低賃金制度を最も成功した政策の一つとして自ら評価している。

こうした中で、最近の現地報道によれば、労働党と労働団体はこのほど、基本額の適用年齢を21歳に引き下げることで合意したと伝えられる。21歳層への基本額適用については、低賃金委員会も制度導入の当初から提案していたところであり、実態として21歳層を22歳以上層と区別している企業が圧倒的に少ない点が根拠となつている。また、政府内部では地域別最低賃金に関する議論が進められていとも報じられている。全国一律の最低賃金額の設定はシンプルでわかりやすい制度にするという政府の狙いがあったといわれ、また地域間の賃金水準の格差を是正してきたとの側面も指摘されている。しかし、地域によって賃金水準の相場が異なるために、見直しの声が出ているものとみられる。

### 〈中国〉 地方政府が決定、 経済成長で上昇

中国の最低賃金は、政府（労働部）が『企業最低賃金規定』を公布した1993年11月に始まる。『労働法』第48条では、「国は最低賃金保障制度を実施する。最低賃金の具体的基準については、省、自治区、直轄市の人民政府が規定し、國務院に届け出る」と規定されている。つまり、中国は最低賃金制度を採用するものの、全国一律の最低賃金基準を定めているわけではない。中央政府は立法を通して最低賃金基準の決定や調整、最低賃金の実施と監督といった問題について原則的な規定を定めるに過ぎず、実際の最低賃金基準を定めるのはそれぞれの地方ということになる。省や自治区、直轄市で最低賃金基準とその適用範囲が決まった場合、人民政府に届け出て許可を得なければならず、現地の政府公報と少なくとも一種類の地方新聞で発表しなければならない。2004年の『最低賃金規定』では最低賃金基準は少なくとも2年に1回は調整されることとなった。最低賃金制度が実施されてから現在に至るまでに、全国の31の省、直轄市で最低賃金基準が制定され、経済発展や市場の物価水準の変動に伴って最低賃金基準の調整が行われてきた。



中国は2007年まで5年連続で二ケタの経済成長を達成してきた。2008年は世界的な金融危機の影響でさすがに減速が懸念されるものの、近年の発展ぶりは目覚ましいものがある。特に、輸出産業が集中する上海市などの沿岸部の経済発展は顕著であり、これに伴い賃金も上昇の一途をたどってきた。

主要都市の最低賃金の状況は以下のとおりである。北京市は2008年7月1日から、月給で730元以上としていた最低賃金水準を、800元以上に引き上げた。上海市は4月1日から、最低賃金基準を840元から960元（1元＝13・5円（09年2月17日現在））に調整している。昨年以來上海市では消費者物価が急激に上昇しており、低所得者層に対する物価上昇の影響が比較的大きいことから、今年行われた最低賃金基準の引き上げ額は近年最大のものとなった。また、物価の高騰が続く深圳では、福田、羅湖、塩田、南山の各特区で前年の850元から17・6%引き上げられ1000元に、宝安、龍崗など特区以外では750元から20%引き上げられ900元となった。